

平成30年度国家公務員倫理審査会政策評価実施計画

国家公務員倫理審査会決定
平成30年4月5日

国家公務員倫理審査会は、平成30年度に評価の対象とする政策並びに当該政策ごとの政策目標及び具体的な取組内容について、次のように定める。

目 次

- 1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築・・・1
- 2 不祥事への厳正かつ迅速な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築

《政策目標》

- (1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進等に引き続き取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫を各種研修教材の開発等に当たって一層進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。
- (2) また、相談・通報の活用促進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。

《具体的な取組内容》

- (1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進
- (2) 倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理週間における各種取組の実施
- (3) 自習研修教材、DVD研修教材の制作・配布
- (4) 外部通報窓口の設置の推進
- (5) より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組み・環境の構築
- (6) 各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口に関する周知徹底
※ (1)から(3)までの取組において、国家公務員としての使命感の問い直し、倫理行動規準を具体的な行動へと結び付けることにつながるような工夫を行う。

《測定指標》

- (1) 職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合90%以上
- (2) 外部通報窓口を設置している府省等の割合90%以上
- (3) 職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合90%以上

2 不祥事への厳正かつ迅速な対応

《政策目標》

各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。

《具体的な取組内容》

- (1) 事案処理の際の各府省への助言
- (2) 各府省の担当者を対象とする会議・説明会において、具体的な事例の提示
- (3) 再発防止策に関する各府省へのフォローアップ

《測定指標》

- ・ 全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合90%以上（他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除く。）